

岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、科学技術振興のため本県試験研究機関開放試験室に設置する機械器具等(以下「機器」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開放試験室名）

第2条 開放試験室の名称及び設置場所は、次の表のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
工業技術開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
高分子・複合材料開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
繊維開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
機能紙開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
情報技術開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
食品加工開放試験室	岐阜県食品科学研究所
無機材料開放試験室	岐阜県セラミックス研究所
木製品開放試験室	岐阜県生活技術研究所

（使用期日等）

第3条 機器は、休日以外の日午前9時から午後5時までの時間で、試験研究業務に支障のない場合に使用できるものとする。ただし、試験研究機関の長（以下「機関長」という。）が必要と認めるときは、当該日及び時間を変更することができる。

（使用料）

第4条 機器の使用料（以下「使用料」という。）は、別表のとおりとする。

（使用の申込）

第5条 機器を使用する者（以下「使用者」という。）は、開放試験室設置機器利用申込書（以下「申込書」という。）（別記第1－1号様式）を関係機関長に提出しなければならない。

（使用の承認）

第6条 機関長は前条の申込書を受理したときは、これに収受印を押印した上で審査し、使用を承認する場合は、別に定める承認印を押印して、そのコピーを申請者に交付する。担当職員は、使用者から当該コピーの提示を受けた上で、機器の使用を認める。承認できない場合は、開放試験室設置機器利用不承認通知書（別記第1－2号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

2 機関長は、前項の承認をする場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。この場合、開放試験室設置機器の利用に係る条件付承認書（別記第1－3号様式）により、条件の内容を明記するものとする。

（使用料の納付）

第7条 使用者は、機関長が発付する納入通知書により、第4条の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用者は、納付した使用料の返還を請求することはできない。ただし、機関長がやむを得ない事情があると認める場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

（機器使用後等の整理）

第8条 使用者は、機器の使用が終わり、又は使用を中止したときは、当該機器を使用前の状態に復すとともに、使用場所の整理清掃を行わなければならない。

（事故状況の報告）

第9条 使用者は、機器の使用中に事故等により当該機器若しくは他の機器又は建物施設（以下「機器等」という。）を損傷したときは、速やかに機関長に連絡するとともに、事故報告書（別記第2号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

（使用者の賠償責任）

第10条 機関長は前条の場合において、機器等の損傷が、使用者の責に帰すべき事由によるものと認めるときは、使用者に機器等の修理又は損害の補てんをさせなければならない。

- 2 前項により修理又は補てんした機器等は、機関長の検査を受けなければならない。

（使用の取り消し）

第11条 機関長は使用者が次の各号に該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- （1）使用を承認された機器等を、善良な管理者の注意をもって使用しなかった場合
- （2）使用を承認された機器を使用目的以外に使用し、又は使用しようとした場合
- （3）この要綱、又はこれに基づく機関長の指示に従わない場合

（災害の補償）

第12条 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、使用者は県に対し、一切求償できないものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年9月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年１１月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年９月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年９月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年１１月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年８月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年１２月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年６月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年７月１３日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年９月１１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年１１月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年６月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

別記第1－1号様式（第5条関係）

年 月 日

岐阜県 機関長 様

会 社 名

代表者職氏名

住 所 〒

電 話 番 号

担当者職氏名

開放試験室設置機器利用申込書

岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱に従い、下記のとおり申し込みます。

記

1 利用目的

2 開放試験室名

3 利用機器名

4 利用予定日時等

年	月	日	時	分	から
年	月	日	時	分	まで
件		測定			

5 ※実際の利用日時等（職員が記入すること。）

年	月	日	時	分	から
年	月	日	時	分	まで
件		測定			

6. ※利用料金（職員が記入すること。）

利 用 機 器 等	単 位	単 価	数 量	利用料金
合 計				

備考1 申請者は、※欄には記入しないでください。

2 機器使用中に機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において、機器等の修理又は損害の補てんをお願いします。

3 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、県は一切責任を負いません。

別記第 1－2 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

会社名
代表者職氏名 様

岐阜県 機関長

開放試験室設置機器利用不承認通知書

年 月 日付けで提出のあった開放試験室設置機器利用申込書を審査した結果、下記の理由により不承認とします。

記

1. 申込内容

（1）利用目的

（2）開放試験室名

（3）利用機器名

（4）利用予定日時等

年	月	日	時	分	から
年	月	日	時	分	まで
件		測定			

2. 不承認理由

別記第 1－3 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

会社名
代表者職氏名 様

岐阜県 機関長

開放試験室設置機器の利用に係る条件付承認書

年 月 日付けで提出のあった開放試験室設置機器利用申込書を審査した結果、下記条件を付した上で承認します。

記

1. 申込内容

（1）利用目的

（2）開放試験室名

（3）利用機器名

（4）利用予定日時等

年	月	日	時	分	から
年	月	日	時	分	まで
件		測定			

2. 利用条件

別記第2号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

岐阜県 機関長 様

会 社 名

代表者職氏名

住 所 〒

電 話 番 号

担当者職氏名

開放試験室設置機器事故報告書

開放試験室設置機器の事故状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事故日時 年 月 日 時 分 頃

2. 開放試験室名

3. 利用機器名

4. 損傷機器等名

5. 損傷の程度

6. 損傷の状況

別表（第4条関係）

研 究 所 名	開 放 試 験 室 名 等	単 位	使 用 料(円)
岐阜県産業技術 総合センター	1 工業技術開放試験室		
	一 硬さ試験機	1時間につき	250
	二 万能投影機	1時間につき	100
	三 摩耗(スガ式)	1時間につき	120
	四 高周波グロー放電発光分析装置	1時間につき	3,870
	五 高周波スパッタリング装置	1時間につき	690
	六 共焦点顕微鏡	1時間につき	1,820
	七 電子ビーム表面加工	1時間につき	1,370
	八 弾性率測定装置	1時間につき	380
	九 耐電圧・絶縁抵抗試験器	1時間につき	580
	十 パワーアナライザ	1時間につき	580
	十一 低抵抗率計	1時間につき	590
	十二 高抵抗率計	1時間につき	590
	十三 冷熱衝撃試験機	1時間につき	1,640
	十四 ウォータージェット	1時間につき	5,470
	十五 ウォータージェット用CAD/CAMシステム	1時間につき	220
	十六 マイクロX線CT	1時間につき	9,600
	十七 デジタルマイクロスコープ	1時間につき	370
	十八 X線光電子分光分析装置	1時間につき	9,660
	十九 刃物切れ味試験機	1時間につき	110
			試験紙を使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に試験紙の本数が5本又は5本に満たない端数を追加するごとに240円を加算する。
	二十 ダイヤフラム成形機	1時間につき	1,210
	二十一 残留応力測定装置(精密測定)	1時間につき	2,270
	二十二 残留応力測定装置(簡易測定)	1時間につき	1,680
	二十三 レーザマーカ	1時間につき	2,080
	二十四 金属用万能試験機	1時間につき	4,740
	二十五 レーザー形状測定器	1時間につき	450
	二十六 中波長赤外線ヒーター	1時間につき	1,280
	二十七 自動切削加工機	1時間につき	2,450
	二十八 高温熱伝導率測定機	1時間につき	1,890
	二十九 蛍光X線膜厚計	1時間につき	2,690
	三十 試料調整	1時間につき	830
	三十一 フタル酸エステル類等スクリーニング装置	1時間につき	5,370
	三十二 高温摩擦摩耗試験機	1時間につき	2,610
	三十三 微小押し込み硬さ試験機	1時間につき	9,820
	三十四 携帯型蛍光X線分析装置	1時間につき	680
	三十五 超音波金属接合機	1時間につき	3,160

研 究 所 名	開 放 試 験 室 名 等	単 位	使 用 料(円)
	三六 ISO刃物耐久試験機	1時間につき	2, 010 試験紙を使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に試験紙250mmを追加するごとに5,060円を加算する。
	2 高分子・複合材料開放試験室		
	一 熱溶融測定装置	1時間につき	3, 170
	二 GPC	1時間につき	9, 790
	三 混練性測定装置	1時間につき	3, 130
	四 テーバー式摩耗試験機	1時間につき	2, 890 ただし摩耗輪は、利用者持参のこと
	五 メルトインデクサー(室温使用)	1時間につき	460
	六 原子間力顕微鏡	1時間につき	4, 420
	七 計装衝撃試験機	1時間につき	100
	八 硬度計	1時間につき	280
	九 射出成型機	1時間につき	540 ただし金型、樹脂は利用者持参のこと
	十 粒度分布測定システム	1時間につき	3, 040
	十一 接触角計	1時間につき	1, 830
	十二 示差走査熱量測定装置	1時間につき	2, 890
	十三 熱重量測定装置	1時間につき	2, 390
	十四 熱機械特性測定装置	1時間につき	4, 780
	十五 動的粘弾性測定装置	1時間につき	930
	十六 レオメーター測定装置	1時間につき	2, 870
	十七 小型低真空電子顕微鏡	1時間につき	2, 670
	十八 比表面積測定装置	1時間につき	1, 960
	十九 手動熱プレス装置	1時間につき	650
	二十 複合材料試験加工機	1時間につき	5, 850
	二十一 三次元粗さ解析電子顕微鏡	1時間につき	4, 430
	3 繊維開放試験室		
	一 サンプル不織布機	1時間につき	1, 640
	二 収縮テスト用プレス機	1時間につき	410
	三 高温加工試験機	1時間につき	860
	四 高温高圧染色機	1時間につき	440
	五 KES風合い計測システム	1時間につき	1, 990
	六 摩擦帯電圧測定器	1時間につき	250
	七 システム顕微鏡	1時間につき	420
	八 精密迅速熱物性測定装置	1時間につき	1, 190
	九 環境試験室	1時間につき	530
	十 分光測色機	1時間につき	410
	十一 高温高圧液流染色機	1時間につき	440
	十二 引張試験機	1時間につき	450
	十三 粉碎機	1時間につき	230

研 究 所 名	開 放 試 験 室 名 等	単 位	使 用 料(円)
	十四 溶融紡糸装置	1日につき	27,860
	十五 撚糸装置一式	1時間につき	310
	十六 赤外線熱画像解析装置	1時間につき	1,720
	十七 カーボンアーク耐光試験機	1時間につき	520
	十八 乾燥性試験機	1時間につき	50
	十九 紫外可視近赤外分光光度計 (UVNIR)・ヘーズメーター	1時間につき	1,120
	二十 燃焼性試験機	1時間につき	1,070
	二十一 小型ホットプレス機	1時間につき	520
	二十二 マーチンデール摩耗試験機2個掛け	1時間につき	310
	二十三 サーマルマネキン	1時間につき	1,830
	二十四 遮光性試験機	1時間につき	870
	二十五 エレメントルフ引裂試験機	1時間につき	1,110
	二十六 熱応力測定機	1時間につき	440
	二十七 サイジングワインダー	1時間につき	750
	二十八 織度測定器	1時間につき	970
	二十九 小幅レピアサンプル織機	1時間につき	1,310
	三十 熱伝導率測定装置	1時間につき	1,310
	三十一 保温性試験機	1時間につき	370
	三十二 横編試験機	1時間につき	2,530
	三十三 接触圧測定装置	1時間につき	1,300
	三十四 速乾性試験装置	1時間につき	440
	三十五 音響特性予測装置	1時間につき	1,060
	三十六 垂直入射吸音率測定装置	1時間につき	1,850
	4 機能紙開放試験室		
	一 抗張力試験機	1時間につき	100
	二 平滑度試験機	1時間につき	100
	三 引き裂き試験器	1時間につき	200
	四 耐折強さ試験器	1時間につき	150
	五 透気度試験器	1時間につき	160
	六 ろ水度試験器	1時間につき	350
	七 摩耗強さ試験器	1時間につき	210
	八 試験用小型ピーター	1時間につき	420
	九 バッチ式パルパー	1時間につき	820
	十 タッピ手漉き装置	1時間につき	530
	十一 高圧プレス装置	1時間につき	230
	十二 裁断機	1時間につき	570
	十三 テーブルカレンダー	1時間につき	220
	十四 真空湿紙成型装置	1時間につき	760
	十五 吸水度試験器	1時間につき	200
	十六 コーティングロッド	1時間につき	120
	十七 試験用フラットスクリーン	1時間につき	560
	十八 熱ロール	1時間につき	120
	十九 pHメーター	1件につき	310
	二十 光学顕微鏡装置	1件につき	290
	二十一 柔軟度試験器	1時間につき	200
	二十二 光沢度計	1時間につき	300

研 究 所 名	開 放 試 験 室 名 等	単 位	使 用 料(円)
	二三 ファイブレーター	1時間につき	4,400
	二四 ターボミル	1時間につき	2,120
	二五 スリット	1件につき	2,290
	二六 摩砕機	1件につき	2,660
	二七 PFIミル	1時間につき	2,890
	二八 乾燥機	1時間につき	200
	二九 白色度計	1時間につき	620
	三〇 リングクラッシュテスタ	1時間につき	480
	三一 パンクチュアー	1時間につき	230
	三二 破裂試験機	1時間につき	430
	三三 紙厚計	1時間につき	620
	三四 水分計	1時間につき	220
	三五 遠心脱水機	1時間につき	450
	三六 配向性抄紙機	1時間につき	1,010
	三七 蒸解装置	1時間につき	1,480
	三八 ほぐれやすさ試験機	1時間につき	310
	三九 大型恒温恒湿槽	1時間につき	480
	四〇 横型引張試験機	1時間につき	660
	5 情報技術開放試験室		
	一 ネットワークアナライザ	1時間につき	340
	二 スペクトラムアナライザ	1時間につき	420
	三 デジタルオシロスコープ	1時間につき	100
	四 二眼式三次元形状計測システム	1時間につき	1,310
	五 樹脂流動解析システム	1時間につき	530
	六 電波暗室	1時間につき	7,840
	七 シールドルーム	1時間につき	2,110
	八 放射エミッション試験機 (一般機器規格)	1時間につき	1,010
	九 放射エミッション試験機 (車載機器試験)	1時間につき	1,700
	十 伝導エミッション試験機 (一般機器規格)	1時間につき	720
	十一 伝導エミッション試験機 (車載機器試験)	1時間につき	1,180
	十二 放射イミュニティ試験機 (一般機器規格)	1時間につき	1,050
	十三 放射イミュニティ試験機 (車載機器試験)	1時間につき	2,070
	十四 近接照射イミュニティ試験機 (一般機器規格)	1時間につき	2,710
	十五 近接照射イミュニティ試験機 (車載機器規格)	1時間につき	5,590
	十六 磁界イミュニティ試験機	1時間につき	2,650
	十七 レーダーパルス試験機	1時間につき	6,040
	十八 伝導イミュニティ試験機 (一般機器規格)	1時間につき	660

研 究 所 名	開 放 試 験 室 名 等	単 位	使 用 料(円)
	㊦ 伝導イミューニティ試験機 (車載機器規格)	1時間につき	910
	㊧ 耐ノイズ評価試験機	1時間につき	990
	㊨ 電源高調波試験機	1時間につき	990
	㊩ カーボンファイバー対応3Dプリンタ	1時間につき	340
	㊪ 樹脂粉末三次元造形システム	1時間につき	3,730
プリンタを使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に使用した樹脂材料10cm³又は10cm³に満たない端数を追加するごとに440円を加算、使用した繊維材料1cm³又は1cm³に満たない端数を追加するごとに560円を加算する。 システムを使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に造形物10ml又は10mlに満たない端数を追加するごとに1,160円を加算する。			
岐阜県食品科学 研究所	1 食品加工開放試験室		
	一 超純水製造器	1時間につき	100
	二 動物細胞培養器	1日につき	100
	三 マイクロプレートリーダー	1時間につき	100
	四 有機酸分析装置	1時間につき	100
	五 微生物培養器	1日につき	100
	六 遠心機	1時間につき	120
	七 カントーミキサー	1時間につき	100
	八 缶詰機	1時間につき	100
			缶詰機を使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に使用した容器材料費1個を追加するごとに100円を加算する。
	九 オープン	1時間につき	120
	十 蒸し器	1時間につき	190
	㊦ 薫煙機	1回につき	270
	㊧ レトルト殺菌装置	1回につき	330
	㊨ 真空凍結乾燥機	1時間につき	560
	㊩ 水分活性測定装置	1時間につき	100
	㊪ 低真空電子顕微鏡	1時間につき	1,590
	㊫ デジタルマイクロスコープ	1時間につき	500

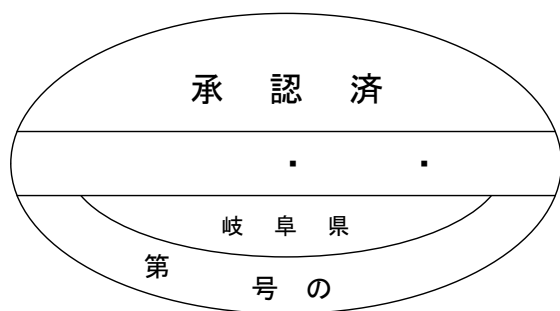
研 究 所 名	開 放 試 験 室 名 等	単 位	使 用 料(円)
	㊦ ショックフリーザー	1時間につき	130
	㊦ 精米機	1時間につき	730
	㊦ グルコース分析装置	1時間につき	460
	㊦ 清酒用総酸度測定装置	1時間につき	470
	㊦ レオメーター	1時間につき	430
	㊦ ラピッドビスコアナライザー	1時間につき	1,040
	㊦ 真空包装機	1時間につき	100
	真空包装機を使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に使用した包装材料費1枚を追加するごとに50円を加算する。		
	㊦ 高速液体クロマトグラフ	1時間につき	990
	㊦ 超音波発生装置	1時間につき	100
	㊦ 送風乾燥機	1時間につき	110
岐阜県セラミックス 研究所	1 無機材料開放試験室		
	一 供試体プレス成形機	1時間につき	100
	二 ジョークラッシャー	1時間につき	100
	三 ロールクラッシャー	1時間につき	100
	四 フレット	1時間につき	100
	五 真空土練機	1時間につき	120
	六 ボールミル	1時間につき	100
	七 ダイヤモンドカッター	1時間につき	410
	八 光学顕微鏡	1時間につき	200
	九 硬度計	1時間につき	100
	十 曲げ試験機	1時間につき	100
	十一 マイクロ波ガス複合炉	1時間につき	1,670
	十二 フィルタープレス	1時間につき	580
	十三 機械ロクロ	1時間につき	570
	十四 粒度分布測定装置	1時間につき	3,030
	十五 レーザー顕微鏡	1時間につき	1,630
	十六 電子顕微鏡	1時間につき	11,600
	十七 熱伝導率測定装置	1時間につき	2,760
	十八 弾性率測定装置(超音波パルス)	1時間につき	190
	十九 レオメーター	1時間につき	2,770
	二十 自動真密度測定装置	1時間につき	630
	二十一 大型ダイヤモンドソー	1時間につき	1,040
	二十二 高性能ガス吸着測定装置	1時間につき	1,510
	二十三 ゼータ電位・粒度分布測定装置	1時間につき	2,150
岐阜県生活技術 研究所	1 木製品開放試験室		
	一 キセノン・ウエザー・メーター	1時間につき	1,240
	二 手押かな盤	1時間につき	600
	三 軸傾斜丸鋸盤	1時間につき	690

研 究 所 名	開 放 試 験 室 名 等	単 位	使 用 料(円)
	四 自動鉋盤	1時間につき	1, 180
	五 デジタルマイクロスコープ	1時間につき	370
	六 万能試験機	1時間につき	460
	七 顕微フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	670
	八 鉛筆硬度試験機	1時間につき	100
	九 ダブルチャンバー式環境試験室 (空調設備1機利用)	1時間につき	1, 070
	十 ダブルチャンバー式環境試験室 (空調設備2機利用)	1時間につき	1, 200
	十一 落球式衝撃試験機	1時間につき	100
	十二 デュポン式衝撃試験機	1時間につき	100
	十三 恒温恒湿器	1時間につき	270
	十四 恒温器	1時間につき	100
	十五 含水率計	1時間につき	100
	十六 音響特性評価装置	1日につき	3, 920
	十七 材質物性評価装置	1時間につき	1, 210
	十八 熱伝導測定装置	1時間につき	100
	十九 レーザーカッター	1時間につき	1, 210
	二十 3Dハンディスキャナ	1時間につき	310
	二十一 体圧分布測定装置	1時間につき	4, 670
	二十二 ガスクロマトグラフ質量分析計 (におい嗅ぎ装置付き)	1時間につき	2, 330
	二十三 リバースエンジニアリング支援システム	1時間につき	390
	二十四 照明環境シミュレーション装置	1時間につき	550
	二十五 イメージング色彩輝度計	1時間につき	750
	二十六 大型恒温恒湿器	1時間につき	460
	二十七 卓上CNCフライス加工機	1時間につき	150
	二十八 テープ状三次元形状測定機	1時間につき	440
	二十九 分光測色計	1時間につき	670

別紙（第 6 条関係）

要鋼第 6 条に定める承認印は次のとおりとし、平成 23 年 4 月 1 日から使用する。

一 承認印



規 格：回転印

書 体：行書体

大きさ：28mm×42mm の楕円型